

第21 非常コンセント

1 設置位置

- (1) 非常コンセントの設置位置は、連結送水管の基準3(3)及び(4)によること。
- (2) 特殊な階層（共同住宅等で共用廊下部分又は住戸等の出入口が、2階層又は3階層ごとに設けられているもの等）で、非常コンセントを階ごとに設けることが適当でない認められるものにあつては、当該階の各部分から(1)の部分に設ける非常コンセントまでの距離を歩行距離 50m以下となるように設けること。

2 電気の配給容量

- (1) 非常コンセントの電気の配給容量は、1個当たり 1.5kW 以上とし、一の幹線に3個以上の非常コンセントが接続されている場合にあっては、3個の容量として算定することができる。
- (2) 幹線容量は電圧低下を考慮して、低圧で電気の供給を受けている場合にあっては、標準電圧の2%以下となるように算定すること。
ただし、電気使用場所内に設けた変圧器から供給する場合は、3%以下とすることができる。

3 接地

省令第31条の2第1項第4号に定める接地工事は、「電気設備に関する技術基準を定める省令」（平成9年3月27日付通商産業省令第52号）第19条に定めるD種接地工事（以下「接地」という。）とすること。

4 保護箱

省令第31条の2第1項第2号に定める保護箱は、耐火構造の壁等に埋め込む等の保護措置をとるほか、次によること。

- (1) 保護箱の大きさは、長辺が25 cm以上、短辺が20 cm以上とすること。
- (2) 保護箱に用いる材料は、防錆加工を施した厚さ 1.6 mm以上の鋼製のもの又は「配電盤及び分電盤の基準」（昭和56年12月22日付消防庁告示第10号）第3、1(2)に準じたものとする。
- (3) 保護箱には、容易に開放できる扉を設けること。
- (4) 保護箱内には、差込プラグの離脱を防止するためのフック（L型又はC型）等を設けること。
- (5) 保護箱には、接地を設けること。

5 電源及び配線

- (1) 電源からの回路は、各階の主配電盤から専用とすることとし、回路上には地絡により電路を遮断する装置を設けないこと。
- (2) 保護箱内には、非常コンセントを2個設け、それぞれ別の回路とすること。
- (3) 専用の幹線から各階の非常コンセントに分岐する場合は、保護箱内に分岐用の配線用遮断器（15A）を充電部が露出しないよう設けること。
- (4) 分岐する場合等に用いるプルボックスは、前4(2)に準じたものであること。

6 非常電源及び配線

- (1) 省令第31条の2第1項第8号に定める非常電源回路の配線は、非常電源の基準によること。
- (2) 省令第31条の2第1項第9号ハに規定する灯火の回路の配線は、前5(3)の配線の一次側から分岐するものとし、当該分岐回路に自動遮断器等を設けること。この場合、充電部が露出しない構造とすること。

7 表示

省令第31条の2第1項第9号イの規定による表示は、「非常コンセント」とし、文字の大きさは、1字につき各辺が2cm以上とすること。

8 保護箱と消火栓箱等の接続

非常コンセントの保護箱を消火栓箱等と接続する場合は、次によること。

- (1) 保護箱は、消火栓箱の上部とすること。
- (2) 消火栓部分、放水口部分及び弱電流電線等と非常コンセントは、不燃材料で区画すること。
- (3) 消火栓箱部分の扉と保護箱の扉は別開きができるようにすること。
- (4) 非常コンセントの赤色の灯火は、省令第12条第1項第3号ロに定める赤色の灯火と兼用することができる。